## 農地の売買、贈与、貸借等の許可(農地法第3条)

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方まずは、農業委員会へご相談ください!

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会(または都道府県知事)の許可が必要です。この許可を受けないで行った行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく手続きもあります。 詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

## 〇 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に 耕作すること(全部効率利用要件)
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと(農地所有適格法人要件)
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ・ 今回の申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)
- ※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

+

## 〇 農地法第3条許可事務の流れ

- 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 上越市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30 日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

## 申請の流れ

申請についての相談

※ 農業委員会事務局又は各区駐在室までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

「住所:

TEL:

٦

 $\downarrow$ 

申請書の記入

必要書類の入手

 $\downarrow$ 

申請書提出前の再確認

※ 申請内容に応じて申請書(農業委員会にあります) をご記入いただきます。

なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照くだ さい。

※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。 なお、申請内容により必要書類が異なります。

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかる場合があります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

 $\downarrow$ 

申請書の提出

※ 農業委員会事務局又は各区駐在室へご提出ください。

 $\downarrow$ 

申請書の受付



〈農業委員会〉 申請内容の審査

〈農業委員会〉

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の 許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請 者の方に確認いたします。

また、農業委員が申請地の調査を行います。

※ 農業委員会の農地部会で許可・不許可について意思 決定を行います。

 $\downarrow$ 

農地部会

許可書の交付

※ 申請書を提出した農業委員会事務局又は各区駐在 室までお越しください。

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。)